第 248 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 7 年 6 月 25 日(水) 午前 9 時 00 分～ 午前 9 時 50 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 （ 40名 ）

1番　恩田　洋一	2番　石原　隆幸	3番　藤原　寿成	4番　藤原　康正
5番　岩田　孝史	6番　古田川光彦	7番　永濱　孝之	8番　安部　治美
9番　石原　博	10番　高橋　正敏	11番　藤原　克巳	12番　和久利　勝
13番　石原　敬士	14番　和久利　健	15番　立石　覚	16番　大坂　茂
17番　安部　傭造	18番　金倉　弘美	19番　藤井　卓	20番　八澤　幹夫
21番　森合　健一	22番　藤原　昭則		24番　佐藤　昌利
25番　石原　宏二		28番　藤原　修	29番　藤原　功
30番　山田　幸則	31番　白名　貴美子	32番　嵐谷　行徳	33番　新田　昭喜
34番　卜藏　秀夫	35番　浅野　保男	36番　川西　雄二	37番　小池　俊彦
38番　堀尾　敏久	39番　大塚　真人	40番　安部　秀男	41番　梅木　達也
42番　松島　昭夫	43番　原田　二朗		

4. 事務局又は説明者

農業委員会	事務局長補佐	石原　ゆう子
農業委員会	会計年度任用職員	佐藤　のぞみ

5. 欠席委員 （2名）

23番　渡部　雅一　　26番　賀元　亨

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　議案第１号　非農地証明交付申請について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第４号　農地利用集積等促進計画の承認について（一括契約）
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第248回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の出席者は18名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、9番　石原委員、10番　高橋委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第１号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。議案第1号、非農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和7年6月25日提出。奥出雲町農業委員会会長。 番号1　農地の所在　■■■■番、外2筆。地目は登記簿が田及び畑。現況は山林。合計1,148㎡。権利種別　非農地証明。所有者氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番。非農地の事由、昭和50年頃から耕作不便のため耕作を放棄した。現在、山林化している。現地調査につきましては6月4日に□□□□地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。資料１に地図を載せておりますのでご覧ください。 現地の状況は、●●●●番、△△△△番は農道沿いにあり、道路には面しておりましたが、背丈の高い木が生え、山林化していました。■■■■番は、道路脇の林道から登って行った山の中にあり、林道は途中から草木や高い木々に覆われ、道がなくなり、先に進めませんでした。申請地から直線距離で、およそ100m手前までしか行くことができませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について24番佐藤委員、お願いいたします。
24番	24番　佐藤が補足説明をいたします。6月4日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。●●●●番、△△△△番につきましては、竹藪のような状況になっており、現状では、とても耕作ができる状況ではありませんでした。また、少し離れた■■■■番は、農道から300mくらい入ったところで、途中から入れる道がありません。途中まで行った所で現地確認をいたしましたが、笹や木で覆われ、畑として出来ない状態でありました。現況の状態が、このような状態でありますので、ご審議の程よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。 事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求める。令和7

事務局	年6月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1　農地の所在　▲▲▲▲番、外1筆。地目は登記簿・現況ともに田と畑。面積は100㎡外で、計653㎡です。権利種別　3条有償移転。譲渡人氏名　□□□□、住所　●●●●番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は　所有権の移転。対価総額　△△△△円。譲受人氏名　■■■■、住所　○○○○番地。権利取得後の経営面積は、52.1aです。資料2に地図を載せておりますのでご覧ください。 番号2　農地の所在　▲▲▲▲番、外1筆。地目は登記簿、現況ともに田と畑。面積は152㎡外で計349㎡です。権利種別　3条有償移転。譲渡人氏名　□□□□、住所　●●●●番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。対価総額　△△△△円。譲受人氏名　■■■■、○○○○在住。権利取得後の経営面積は3.5aです。資料3に地図を載せておりますのでご覧ください。 この案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など、事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。したがって、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満しているものと考えます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。議案第2号番号1について補足説明に入ります。補足説明を22番藤原委員、お願いいたします。
22番	番号1について、22番藤原が補足説明をいたします。この土地に関しましては、□□□□さんから■■■■さんが長年借地をされていて、耕作されておりました。今回、譲渡されるという事で、両者の話し合いがなされたものであります。現地に関しましては、先月確認をいたしましたところ、適正に耕作管理がされていると確認をいたしましたので、何ら問題は無いと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次に、番号2について、補足説明を43番　原田委員お願いします。
43番	番号2について、43番原田が補足説明をいたします。場所は、資料3に出ておりますように、県道から▲▲▲▲に入る三叉路の場所で、田んぼと畑になります。話では奥出雲で農業がしたいということで、農地の取得をされたと伺っております。よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について承認することに決しました。

議長	次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年6月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1　農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿が田、現況は雑種地です。面積は86㎡、権利種別は　所有権移転です。譲渡人氏名　●●●●、住所　△△△△番地。譲受人氏名　■■■■、住所　○○○○番地。転用目的　進入路等、施設は進入路。申請理由　自己所有車の農地の出入りが困難のため、申請地を取得し、圃場への進入路を新設したい。 追認です。顛末書を読みます。 （以下、顛末書） 本土地は、分筆される以前から、●●●●氏所有圃場のあぜ道として使用されており、自身所有の□□□□番の圃場への農耕車の出入り口としても使用させてもらっておりました。その後、平成30年頃になって、南側にある斐伊川沿い及び▲▲▲▲線に通じる東側の道路改良工事が相次いで行われ、その工事に合わせて当該土地について、正式な進入路としてお願いし、盛土の上、舗装工事をしていただきました。 ●●●●氏とも本土地の売買契約が成立し、町が買収した㎡土地単価を参考にした上で、売買代金の支払いも完了しました。しかし、農地法に定める転用許可を取らずして、工事を進めたため、所有権移転登記の手続きができない状態が今日まで続いておりました。いつまでも、このような状態でも良くなく、本年4月に分筆登記をしてもらい、境界もきちんと確定しましたので、この度正式に転用申請を行う次第です。 この度の転用申請につきまして、迷惑をおかけして申し訳ありませんが、事情ご賢察のうえ何卒よろしくお願いします。 なお、申請地は市街化区域に該当のため、除地は必要ありません。 許可条項は農地法第5条第2項第2号に規定する、周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を、達成することができない場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。35番浅野委員お願いいたします。
35番	35番　浅野が補足説明をいたします。場所は□□□□地内で、斐伊川に併設している農地です。■■■■さんの圃場は町道より約20m離れていて、水田出入りに際して地幅が狭く、大型運用機械が通行できない状態でありました。このことにより、●●●●さんの圃場の一部を耕作道路として利用するための申請となっております。事務局より説明がありましたように、追認の案件であります。本人は反省をしておられます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （はいの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に議案第4号、農地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）を上程い

議長	たします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画について意見を求める。令和7年6月25日提出　奥出雲町農業委員会会長。 農地中間管理機構　公益財団法人　しまね農業振興公社を介して行う、農地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。3月末まで、旧の法律で契約しておられた方、実質は更新という方がほとんどですが、3月以降、契約の根拠法令が変わりましたので、議案中の内容欄が「新規」となっています。事務局説明では実質更新の方と、新規の方、どちらも「新規」と読み上げます。ご了承ください。 番号1、2、3は後にして、4は受け手が同じですので、一括して読みます。 貸借権の設定を受ける者は、住所　△△△△番地、氏名　■■■■。 番号1　農地は○○○○番、外5筆。面積は計6,483㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　▲▲▲▲。□□□□在住。10a当たりの賃借料は、玄米●●●●kg。利用目的、貸借期間はご覧のとおりです。 番号2　農地は△△△△地内、1筆。面積は973㎡。貸借権を設定する者　◆◆◆◆。○○○○在住。10a当たりの賃借料は玄米▲▲▲▲kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号4　農地は□□□□地内、4筆。面積は5,343㎡。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。10a当たりの賃借料は玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 戻りまして、 番号3　農地は○○○○地内、2筆。面積は3,377㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権の設定をする者　◇◇◇◇。□□□□在住。貸借権の設定を受ける者　●●●●、住所　△△△△番地。10a当たりの賃借料は■■■■円。以下は、ご覧のとおりです。 番号5　農地は○○○○地内、1筆。面積　2,283㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　▲▲▲▲、住所　□□□□番地。貸借権の設定を受ける者　●●●●住所　△△△△番地。10a当たりの賃借料は玄米■■■■kg。以下はご覧のとおりです。 番号6　農地は○○○○地内、1筆。面積　1,180㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　▲▲▲▲、住所　□□□□番地。貸借の設定を受ける者　●●●●、住所　△△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号7　農地は■■■■地内、9筆。面積　13,618㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借の設定を受ける者　□□□□、住所　●●●●番地。10a当たりの賃借料は玄米△△△△kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号8　農地は■■■■地内、1筆。面積　3,564㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。　貸借の設定を受ける者　□□□□、住所　●●●●番地。10a当たりの賃借料は玄米△△△△kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号9　農地は■■■■地内、2筆。面積　1,414㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借の設定を受ける者　株式会社□□□□、住所　●●●●番地。10a当たりの賃借料は玄米△△△△kg。以下は、ご覧のとおりです。解除条件付き賃貸借です。

事務局	番号10から14 貸借権の設定を受ける者　農事組合法人　■■■■　農地は全て○○○○地内ですので、一括して読みます。 番号10　3筆。面積合計　4,592㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　▲▲▲▲。□□□□在住。10aあたりの賃借料は●●●●円。以下はご覧のとおりです。 番号11は、番号10と出し手が同じです。 10a当たりの賃借料は△△△△円。以下は、ご覧のとおりです。 番号12　4筆。面積　9,170㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　■■■■。○○○○在住。10a当たりの賃借料は▲▲▲▲円。以下は、ご覧のとおりです。 番号13　4筆。面積　7,007㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　□□□□、住所　●●●●番地。10a当たりの賃借料は△△△△円。以下は、ご覧のとおりです。 番号14は、番号13と出し手が同じです。 10a当たりの賃借料は■■■■円。以下は、御覧のとおりです。 番号15　農地は○○○○地内、1筆。面積　3,461㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　▲▲▲▲、住所　□□□□番地。貸借権の設定を受ける者　●●●●、住所　△△△△番地。10a当たりの賃借料は■■■■円。以下は、ご覧のとおりです。 番号16　農地は○○○○地内、8筆。面積　11,299㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　▲▲▲▲、住所　□□□□番地。貸借の設定を受ける者　●●●●、住所　△△△△番地。10a当たりの賃借料は玄米■■■■kg。以下はご覧のとおりです。 番号17　農地は○○○○地内、6筆。面積　8,482㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　▲▲▲▲、住所　□□□番地。貸借の設定を受ける者　農事組合法人　●●●●。以下はご覧のとおりです。 番号18から19。 貸借の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。一括して読みます。 番号18　農地は○○○○地内、1筆。面積　1,023㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　▲▲▲▲、住所　□□□□番地。以下はご覧のとおりです。 番号19　農地は●●●●地内　1筆。面積　4,756㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　△△△△、住所　■■■■番地。以下はご覧のとおりです。 以上の案件につきましては、貸借権の設定を受けようとする者について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び、第3号に規定する要件、 ・耕作などの事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認られること。 ・耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 の要件を満たしているかどうかを確認した上で、機構に本農業委員会の意見を提出するようになります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	議案第4号の事務局説明が終わりました。 続いて補足説明に入ります。 番号１から4を21番、 森合委員お願いします。
21番	21番 森合が補足説明をいたします。1番から4番まで説明いたします。先ず、1番の▲▲▲▲さんの圃場ですけども、□□□□地内の●●●●の付近の踏切を渡った山手の圃場です。■■■■さんは昨年もこの圃場を耕作されておりますので、何ら問題はないと思われます。2番につきましても、今説明いたしました、▲▲▲▲さんの圃場隣の方の圃場であります。これも、昨年、■■■■さんが耕作されており、何ら問題はないと思われます。3番は○○○○地内になります。●●●●さんは熱心に耕作されておられる方ですので、何ら問題はないと思われます。4番の△△△△の●●●●さんの圃場ですが、昨年も■■■■さんが耕作されており、何ら問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	1番から4番までの補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 1番2番4番は受け手が■■■■さんですので、一括して質疑承認してもよろしいでしょうか。 (はいの声) 質疑ございませんか。 (なしの声) 番号1、番号2、番号4について承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって号番号1、番号2、番号4について承認することに決しました。 続いて、番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号3について承認することに決しました。 次に、番号5について補足説明を24番 佐藤委員お願いします。
24番	24番 佐藤が補足説明をいたします。この圃場につきましては、これまでも適正に管理されておられ継続契約とのことですので、何ら問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	番号5の補足説明が終わりました。 続いて、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号5について承認することに決しました。 次に、番号6について補足説明を30番 山田委員お願いします。
30番	30番 山田が補足説明いたします。圃場は■■■■前の交差点から○○○○団地の方へ向かって入った△△△△自治会地内へ向かって600m入ったところになります。●●●●さんと

30番	▲▲▲▲さんの圃場が隣接してあり、現在も▲▲▲▲さんが管理されています。同じ自治会でもあり、何ら問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	番号6の補足説明が終わりました。 続いて、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号6について承認することに決しました。 次に、番号7について補足説明を32番　嵐谷委員お願いします。
32番	32番　嵐谷が補足説明をいたします。〇〇〇〇さん宅が◆◆◆◆自治会の一番奥にあり、川を挟んだ奥に圃場があります。□□□□さんは近くで耕作されており、大変真面目にやっておられ何ら問題はないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	番号7の補足説明が終わりました。 続いて、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号7について承認することに決しました。 次に、番号8について補足説明を37番　小池委員お願いします。
37番	37番　小池が補足説明をいたします。この圃場は、以前から耕作管理されている圃場で□□□□さんは専業農家で何ら問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	番号8の補足説明が終わりました。 続いて、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号7について承認することに決しました。 次に、番号9について補足説明を39番　大塚委員お願いします。
39番	39番　大塚が補足説明をいたします。場所ですが、●●●●から△△△△に向かう■■■■地内にありまして新規とありますが、長年にわたって□□□□さんが作っておられます。何ら問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	番号9の補足説明が終わりました。 続いて、質疑に入ります。

議長	質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号9について承認することに決しました。 次に、番号10から14について受け手が同じですので、一括して補足説明を39番　大塚委員お願いします。
39番	39番　大塚が補足説明をいたします。○○○○地内の圃場で、新規となっておりますが継続です。何ら問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	番号10から14までの補足説明が終わりました。 続いて、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 番号10から14まで一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号10から14について承認することに決しました。 次に、番号15について補足説明を同じく39番　大塚委員お願いします。
39番	39番　大塚が補足説明をいたします。場所は▲▲▲▲の上の開パイにございます。●●●●さんはここで、にんじん等の野菜を出荷しておられます。新規とありますが継続となっております。何ら問題はないと思われます。ご審議のほど、お願いします。
議長	番号15の補足説明が終わりました。 続いて、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号15について承認することに決しました。 次に、番号16について補足説明を同じく41番　梅木委員お願いします。
41番	41番　梅木が補足説明をいたします。対象地は△△△△地内の圃場整備された圃場で、耕作しやすいところにあります。耕作者の●●●●さんは、現在畜産をされて積極的に農業をされている方ですので、問題ないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。 続いて、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員。よって番号16について承認することに決しました。 次に、番号17について補足説明を43番　原田委員お願いします。
43番	43番　原田が補足説明をいたします。この圃場は、□□□□自治会内の圃場で、以前は◆◆◆◆さんの親戚の方が管理をされておられ草だけを刈って管理をされており、今回は●●●●の法人がきちんと管理をするということに決まりましたので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	番号17の補足説明が終わりました。 続いて、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号17について承認することに決しました。 次に、番号18、19について補足説明を43番　原田委員お願いします。
43番	43番　原田が18番19番について、補足説明いたします。場所は●●●●の▼▼▼▼地内で、田んぼと畑は▼▼▼▼の開パイです。△△△△さんは、地域の担い手で更新です。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	番号18、19の補足説明がおわりました。 続いて、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号18番号19について承認することに決しました。 続いて、その他に入ります。
事務局	(事務局より事務連絡) (1)令和7年度全国農業委員会会長大会について(報告) (2)令和7年度女性農業委員・女性農地利用最適化推進委員研修会について(報告) (3)3条許可申請書様式の一部変更について (4)農地利用権設定の事例報告 (5)農業委員会だより進捗状況報告 (6)視察研修進捗状況報告
議長	本日上程いたしました議案は以上です。 次回の総会は7月25日(金)9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。